

徳島県告示第七百二十八号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和四年十二月二十七日

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

一    指定の種別

第二種森林管理重点地域

二    指定を解除する区域

那賀郡那賀町岩倉字イシカ谷三八の二、三八の五、三八の六及び三八の八から三八の

一〇まで